

毎年4月第3日曜日 は「環境美化の日」です

「環境美化の日」とは、県境産廃不法投棄事案を契機として昨年9月に制定された「田子町美しいまちづくり条例」に基づいて制定されたものであり、住民や事業者の皆様が一体となって環境の美化を進めていく活動を推進する日です。

「環境美化の日」に取り組む事項としては、次のようなことが考えられます。

●町民一斉クリーンアップ作戦

- 集落内(河川敷・用水路、道路、公共の土地、田畑、山林そして住居周り)のポイ捨てごみの収集
- 集落内の道路の草刈り
- 集落内の道路脇などに堆積した泥などの収集
- 不法投棄などの調査通報

※ 河川や水路に漬け物などのゴミを捨てるのは、ゴミの不法投棄になりますのでやめましょう。漬け物などは、水気を切り、指定袋に入れて燃えるごみに出して、川をきれいにしましょう。

環境美化の日に限らず、住民、事業者、自治会などが連携して、普段から環境美化を進めていきましょう。

田子町美しいまちづくり条例(抜粋)

前文

私たちは、みどり豊かな山々や清らかな川など恵まれた自然とともに生活をしてきました。先人の努力によって受け継いできたこのみどり豊かな自然環境は、かけがえのない共有の財産であり、これらを次世代に引き継いでいくことは、私たちの願いであり責務です。

しかし、近年の経済活動の進展に伴い、廃棄物などの不法投棄や放置など自然環境に影響をおよぼすことが増加してきました。ひとたび廃棄物などの不法投棄などにより環境が汚染されると、その原状回復と環境の再生には多大な時間や労苦が必要であることを、過去の事案から今日に至る過程において私たちは学びました。この教訓を生かし、美しいまちづくりを次世代に伝えていく必要があります。

ここに私たちは、田子町のみどり豊かな自然環境が、かけがえのない共有の財産であることを認識し、恵み豊かな美しいまちにするため、この条例を定めます。

(環境美化の日)

第16条 町は、地域における環境美化について、住民等及び事業者の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。